

平成 24 年 第 2 回 東彼杵町議会臨時会会議録

平成 24 年第 1 回東彼杵町議会定例会は、平成 24 年 7 月 23 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 福田 修 君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番 堀 進一郎君
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一君	建 設 課 長 松尾 幸彦 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 富永 勝 君
産業振興課長 原田 尚登 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (原田 尚登 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 山口 章 君	税 務 課 長
会 計 課 長 森山 武司 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 上杉 房男 君 書 記 山下 美華 君

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 63 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議員派遣の件

開会 (午前 9 時 28 分)

○議長 (森敏則君)

おはようございます。

只今から平成 24 年第 2 回東彼杵町議会臨時会を開会します。

会議を開く前にお知らせをします。三根税務課長が所用の為欠席をされると連絡があり許可をしております。

それではこれから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（森敏則君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定によって、10 番後城一雄君、11 番本下利之君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（森敏則君）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます、従って会期は本日一日間に決定しました。

日程第 3 議案第 63 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について

○議長（森敏則君）

日程第3 議案第 63 号東彼杵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。
局長に議案を朗読させます。

(局長朗読)

○議長（森敏則君）

これから質疑を行ないます、本案について提案理由の説明を行ないます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。

今日は臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には大変ご多忙の中お越し頂きましてありがとうございました。

それでは提案の理由を申し上げます。

現在教育委員であります、三島世都子さんにつきましては本年の8月14日をもってですね、任期満了となられますが、引き続き三島委員さんをお願いをしたいということで議会の同意を求めらるものでございます。

今以上申しましたとおり三島さんにおきましては、現在蔵本にお住まいでございまして今46歳になられますけれども、平成20年8月からですね現在まで教育委員として活躍をされておりますけれども、非常に客観的な立場でですね、物の見方あたりにも非常に素晴らしいものを持っておられますので現在までそういう状況で教育委員をされておりますので引き続き任命をいたしたくお願いをするものでございます。宜しく賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森敏則君）

それではこれより質疑を行ないます。

質疑がある方はどうぞ。

6 番議員吉永君。

○6 番(吉永秀俊君)

町長に一点だけ確認をさせていただきます。

この方は地方行法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）第 4 条の 4 項に基づき、即ち教育委員の中の 1 人は保護者から選ばなければならないと、この第 4 条 4 項になってますけども、それに適格される方として今回再任されるかどうかを一点だけ確認したいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今議員さんの方からご指摘があったとおりでございます。

○議長（森敏則君）

他に。

7 番議員佐藤君。

○7 番(佐藤隆善君)

今の回答で保護者としての適格者ということでの答弁だと思いますけど、お子さん 2 人いらっしゃいますが二人とも町内の学校には在籍しておりません。

これでは地方行法の保護者としての認定というのはどう考えても厳しいものではないかと思われまますので、そのところについては町長の考え方はどうでしょう。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに東彼杵町の教育委員会でございますので町内からが 1 番ベストでございます。確かにです。ご指摘のとおり町内の方からが一番良いかなと思っておりますけども、現在まで 4 年間法的にはなんら問題ありません。いわゆる被選挙権ですか、選挙権がえられる方は全て該当いたしますので、どちらかといいますと、全国からとつてもいいような形になります。

そう言う面で行きますと、町内にお住まいで確かに町内で就学されておりますけども、保護者としては全く問題ございませんので今まで 4 年間しっかりやってこられましたので引き続きお願いをしたいということでございます。

○議長（森敏則君）

9 番議員岡田君。

○9 番(岡田伊一郎君)

教育委員会はですよ教育長だけが常勤でありまして、後は非常勤ですよ、こういう教育委員を町長が任命されるにあたってまず、根本的に柱とされるもの、町長の考えをですよお伺いしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

基本的な考え方はですね、私なりに考えますと質問がっております保護者という考え方に該

当しますけどもそれでいきますとやっぱり基本的には町内の子どもさん就学、未就学をお持ちの方を推薦をした方がいいんじゃないかと気持ちはもっています。

しかし現在まで一期4年間それぞれ客観的な町外の就学児をお持ちの方の考え方、勿論町内ではございませんけどもそういう風な考え方で客観的な立場っていうのは非常に大事にされておりますのでそれもそれなりに評価をしながらですね考えていこうかなと思っております。

○議長（森敏則君）

他に、11番議員本下君。

○11番（本下利之君）

現在東彼杵町では学校適正化特別委員会を組んでやっておりますし、教育委員会でもその旨月に一回くらいの委員会の開催等があるんじゃないかなろうかという風に考えておりますが、学校の内容等町住民の保護者からの声というのはどのくらい届いているものか、町長或いは教育長にお尋ねしたい。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

委員会の結果をですね3回ほど開催をされておりますので、その3回の報告ですね、それから昨年、一昨年ですか一昨年にあつてます、会議の会議録もですね2回くらいは報告あつております。

○町長（渡邊悟君）

教育長の方から何かありましたら。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

交代します。本下議員の方で町内の実情の把握、声と言うものをどのような形で把握しておられるかということなんですけども、これは一昨年懇話会、昨年検討委員会、これを詳細に記録をいたしております。

議員各位のお手元にも届いているかと思えます。

その内容については教育委員会の折に、ずっと協議をいたしております。

そう言う中で教育委員としての町内の実情としては十分把握しておられるという風にわたしは考えております。以上です。

○議長（森敏則君）

11番本下君。

○11番（本下利之君）

今回の委員の選任でございますけども、近々学校の統廃合関係もうわきに出ておりますし、或いは保護者の方からですね、やはり学校の状況等をですね、自分の子供が東彼杵町の学校に通ってないという事で実情を把握してないんじゃないかと言う風な声を聞かれるわけです。それで教育委員の会合の公開もうたわれておりますけども、そういう風な委員の中からでも5人おられます、直接そういう風な声は届かないという風に考えますけども、各小中学校の会合等でもいろいろ話も出てると聞きますのでその辺の不都合がないか障害がないかそういう事を思っておりますのでそう言う点の障害がないかどうかというのをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長に代わり教育長。

○教育長（今道大祐君）

今本下議員からご指摘がありました事は多分色々な方達はそういうお考えをお持ちじゃないかなという風に考えております。

しかし保護者を1人置かないといけないということで、これ保護者と言うのは二十歳、十八歳までこの子供さん方がおられる、これを保護者という様なとらえ方でということで法的にはなっておりますので、そう言う中で先ほど町長の方からも有りましたように客観的に物事を見れると言う面では、今までの協議の中でもこの町内の小中学校の有り方について具体的な形で建設的な意見を出していただいております。そう言う面では例えば町内の方の保護者が適正規模についてのお考えを述べられるときにはこれは今教育委員会で今協議しているところでもありますけども、非常に難しい問題が出てくるという事で私は三島委員の色々な発言を聞いておまして本当に客観的で子どもの為に今後どうしないといけないかということを具体的な形で積極的に発言をしていただいておりますので、そのへんでは非常に助かっているところです。

従いまして本当は町内をと言う風なご意向等についてはそういう事は重々承知いたしておりますけども、現状の1番の大きな課題は努力事項は学校規模の適正化が目の前に迫っておりますので、そういう中で進めて行かせていただければという風に考えております。以上です。

○議長（森敏則君）

他に、6番議員吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

ちょっと教育長にその保護者の規定概念ということで、お尋ねしたいんですけど、今教育長が十八歳以下の児童生徒がいるのは保護者という事仰ったんですけども、それはその自治体の中に高校がある頃までなのか、東彼杵町は高校がございませんで東彼杵町の場合は小学校中学校に児童生徒がいる保護者から選べとなっているのかそこら辺を法的にどうなっているのかをちょっとお尋ねしたい。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で保護者の任命の中で、保護者のとらえ方がありますが、委員の内に保護者つまり親権を行う者及び未成年後見人においてであるものが含まれるようにしなければならない、言う風な事で書いてあります。

従いましてその保護者のとらえかたは今言ったような形で未成年ですね、こういう形の中で規定されていると考えております。

○議長（森敏則君）

他にありませんか。

それではこれで一旦質疑を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。恐れ入りますが執行部の方々一時退席をお願い致します。

暫時休憩（午後 09 時 43 分）

再 開（午後 10 時 03 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

それではここでお諮りします。議案第 63 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 63 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

それではこれより採決をおこないますがこの採決は無記名投票で行ないます。

出入口を閉めます。

それでは只今の出席議員は 11 人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第 31 条第 1 項の規定によって立会人に 1 番議員福田修君、2 番議員橋村孝彦君を指名します。

投票用紙を配ります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

それでは念の為に申し上げます。

本案に同意の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

それでは次に投票箱を点検します。

はい、異常ないですね。

以上なしと認めます。

只今から投票を行ないます。

事務局長が座席番号と氏名を読み上げますので順番に投票をお願いします。

○事務局長（上杉房男君）

それでは読み上げますので投票をお願い致します。

1 番福田修議員。2 番橋村孝彦議員。3 番浪瀬真吾議員。4 番堀進一郎議員。5 番滝川初夫議員。6 番吉永秀俊議員。7 番佐藤隆善議員。8 番樋口庄次郎議員。9 番岡田伊一郎議員。10 番後城一雄議員。11 番本下利之議員。

○議長（森敏則君）

それでは投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行ないます。

1 番議員福田修、2 番議員橋村孝彦、開票の立会いをお願いします。

○議長（森敏則君）

それでは投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、賛成 10 票、反対 1 票、以上のとおり賛成が多数です。

従って議案第 63 号東彼杵町教育委員会委員の任命については同意する事に決定しました。

日程第 4 議員派遣の件

○議長（森敏則君）

次に日程第 4 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については会議規則第 119 条の規定によってお手元に配付しました別紙のとおり議員を派遣したいと思いますがお異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議員派遣の件はお手元に配付しました別紙のとおり可決することに決定しました。

尚只今議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は議長に一任願いたいと思いたすがお異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって後日変更等があった場合は議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 24 年第 2 回東彼杵町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会（午前 10 時 10 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 25 年 3 月 10 日

議 長 森 敏 則

署名議員 後城 一雄

署名議員 本下 利之